フィンランド一般補助金制度の動向 (2015-2019) -- 地方財政調整に焦点をあてて

横 山 純 一

はじめに

地方財政調整制度は自治体間の財政力格差を何らかの形で是正する制度で、ほぼすべて の発達した産業国家において確立している。特定財源の中に地方財政調整機能を加味した ところから始まった国が多いが、やがて一般財源を自治体の財政力に反比例する形で交付 する本格的な地方財政調整制度がつくられるようになった。ドイツと日本では、時期は異 なるけれども、ともに義務教育費国庫支出金(義務教育費国庫負担金)の中に地方財政調 整機能が加味されたことからスタートしたが、やがて一般財源が財政力の弱い自治体に厚 く配分されるようになった(1)。三好重夫らの内務官僚の努力でつくられた地方分与税制 度を前身にもつ地方交付税制度は、地方財政調整制度の日本版であるということができる。 フィンランドでは、1993年の包括補助金制度の創設まで使途が厳しく限定された特定補 助金の中で地方財政調整が行われていた。そして、「幅広い特定財源」ということができ る包括補助金による地方財政調整の時期を経て、2010年に一般補助金制度が創設され、一 般財源が自治体に地方財政調整的に交付される仕組みができあがったのである。筆者はす でに、2010年度から2016年度までの一般補助金制度について考察したが、とくに、大幅な 改定(2015年改定)が行われた2015年度について力点をおいた分析を行った⁽²⁾。そこで、 本稿では、主に2015年度から現在(2019年度)までの一般補助金制度の動向について検討 することと、その検討を踏まえながら改定からほぼ5年が経過した2015年改定の意義につ いて、あらためて問い直すことにしたい。

⁽¹⁾ ドイツについては、横山純一『ドイツ地方財政調整制度の歴史と特質 — 第2帝政期、ワイマール期、ナチス期の邦国(州) — 市町村間における展開』、同文館出版、2020年1月を参照。

⁽²⁾ 横山純一『転機にたつフィンランド福祉国家 — 高齢者福祉の変化と地方財政調整制度の改革』、同文館出版、2019年1月(以下、横山前掲書とする)、第5章、第6章、第7章を参照。

1. フィンランドの国と地方の関係、Maakunta、福祉国家の 変容、財政と税制⁽³⁾

まず最初に、行論との関係で必要と思われる、フィンランドの国と地方の関係、 Maakunta、福祉国家の変容、財政と税制について、簡潔に述べておこう。

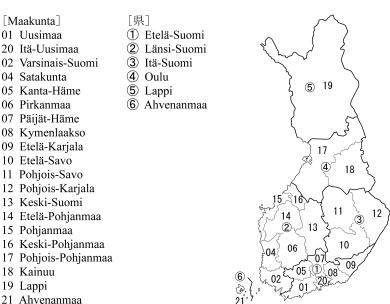
(1) フィンランドの国と地方の関係、Maakunta

フィンランドの国と地方の関係は、国一基礎自治体(以下自治体と呼ぶ)の一層制になっている。かつては、国の出先機関である県が12存在していたが、行政改革によって6つに減少した後、2009年12月31日に全廃となった。また、自治体合併が2006年から進み、自治体数は431(2005年12月31日現在)から348(2008年12月31日現在)へと3年間で2割減少した。その後も、自治体数は減少し、2018年12月31日現在の自治体数は311になっている。さらに、フィンランドでは自治体が複数集まって共同で仕事をする自治体連合が発達している。とくに、診療所・病院事業(1次医療・2次医療)と職業専門学校事業の自治体連合が大きな役割を果たしている。

図表 1 により、フィンランドの地域(Maakunta)についてみてみよう。近年の行政 改革によってItä-Uusimaa MaakuntaがUusimaa Maakuntaに統合されたため、現在の Maakuntaの数は19である。この中でAhvenanmaa Maakuntaは、一般補助金の算定等に おいて他のMaakuntaと別扱いになる場合が少なくない。人口数が多いのは西南部の Maakuntaで、首都のHelsinkiやEspooはUusimaa Maakuntaに属している。

⁽³⁾ フィンランドの国と地方の関係、Maakunta、福祉国家の変容、財政と税制については、横山前掲書、序章、第1章、第2章、第3章、第4章を参照。ただし、横山前掲書では2017年以降の状況が述べられていないし、数値も2017年以降がカバーされていない。2017年以降の状況や数値の叙述については別途引用文献を掲げた。なお、フィンランドの会計年度は1月1日から始まる。本稿では、財政や予算・決算に関わる部分には年度を用いている。

図表 1 フィンランドのMaakuntaと県(Laaninhallinto)



- (注1) 図表は2009年1月1日現在。なお、県は2009年12月31日に廃止された。
- (注2) 現在は、Itä-UusimaaがUusimaaに統合されている。
- [出所] Tilastokeskus "Suomen tilastollinen vuosikirja 2009", 2009, S49.

(2) 福祉国家の変容と財政政策の変化

フィンランドは高成長を遂げた1980年代に潤沢な財源を活用し、すぐれた福祉政策と教育政策を実行して1980年代末に北欧型福祉国家の一員になった。しかし、1990年代前半の大不況と1990年代後半のEU加盟によって、フィンランドは経済と政治の大きな転換期を迎えることになった。

大不況でフィンランドの経済成長は鈍化した。1990年代後半に、経済がITを中心とする電気工学機械産業を軸に成長軌道にのったものの、1980年代後半のような高い成長と雇用は望めなかった。また、グローバル化や金融の自由化の波にさらされる中で、EU加盟を念頭において二元的所得税の導入(1993年)とEU型付加価値税の導入(1994年)が行われるとともに、所得税の総合制の見直しや富裕税の廃止等が行われた。

さらに、財政政策や財政再建の手法として、増税ではなく、財政支出削減が何より も優先され、ドラスチックな歳出削減策が実施された。「課税に関する国際的な圧力 や世界的な租税競争、租税の雇用への影響の観点から、もはや公的部門の財政問題を 高い税率を維持することによって解決することは適切なことではない。フィンランドのいくつかの租税は国際基準とEU基準に照らせば大変高い。財政支出の削減こそが公的部門の財政を改善する本質的な方法なのである」(Ministry of Finance "Economic Survey September 1998", 1998)という認識を、政策当局が強くもつようになったのである。以後、今日まで、増税ではなく歳出削減策や減税がフィンランドの財政政策のほぼ基本スタンスとなっているのである。

このような中で行政改革や自治体合併が進み、社会保障費や教育費の伸びの鈍化や削減が進んだ。社会福祉サービスについては充実・拡大から抑制に舵がきられるとともに、伝統的な公的サービス(自治体直営サービス)の比重が低下した。自治体サービスにおいて民間委託化が進み、福祉サービスへの大企業の参入が相次いだのである。民間が100%サービスを提供する純粋民間サービスも発達した。

そして、フィンランドの福祉国家を支えてきた「分厚い中間層」に大きな変化が生じた。大不況直前の1990年の失業率(全国平均)は3.2%だったが、以後1990年代はずっと10%台(大不況の影響が大きかった1993年と1994年は16%台)、21世紀に入ってからも2017年まで、ほとんどの年において8%を超過している⁽⁴⁾。2018年は7.4%、2019年は6.7%に下がってはいるが、これはパート労働者の増加によるところが大きい。2010年と2019年を比べると、パート労働者が35万8,000人から43万9,000人に増加(8万1,000人の増加)しているのに対し、フルタイム労働者は208万7,000人から212万5,000人に増加(3万8,000人の増加)したにすぎなかったのである。また、年齢構成別の失業率をみると(2014年)、15~29歳の年齢層が16%と高く、ほぼ6人に1人が失業している割合になっているのである。

このような状況を反映して低所得者層の人口が増大し、2017年には65万4,000人(総人口に占める割合は12.1%)にのぼった(**図表2**)。フィンランドの国民の年収入(全国平均、2017年)は2万4,580ユーロであるが、低所得者とは収入が全国平均の60%未満(年1万4,750ユーロ)の者をいう。総人口に占める低所得者の割合は1990年、1995年が7%台だったので、低所得者層が21世紀に入って大幅に増大していることがわかるのである。

⁽⁴⁾ 失業率や労働者数等については、2015年以降の数値はStatistics Finland "Finland in figures, labor market", 2019、1990年から2014年までの数値はTilastokeskus "Suomen tilastollinen vuosikirja 2012", 2012, S. 418. Tilastokeskus "Suomen tilastollinen vuosikirja 2015", 2015, S. 408.

図表 2 フィンランドにおける低所得者層の状況

(ユーロ、人)

	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2017年
平均年収入 (ユーロ)	17,886	16,842	19,116	22,500	24,569	24,583
低所得者となる上限収入 (ユーロ)	10,732	10,105	11,470	13,500	14,741	14,750
低所得者人口(人)	394,978	361,744	576,104	660,537	706,030	654,000
総人口に占める低所得者の割合	7.9%	7.2%	11.3%	12.8%	13.3%	12.1%

〔出所〕 Statistics Finland "Income Distribution statistics", 2012. Statistics Finland "Income Distribution statistics", 2017.

(3) 財政と税制

フィンランドの主たる国税は所得税(個人所得税である勤労所得税と資本所得税、 法人所得税)と付加価値税で、主たる地方税は比例税率の地方所得税である。国財政 では付加価値税の比重が高く、実に国税収入の45%を占めている。自治体は地方税の 約93%を占める地方所得税(法人所得税の自治体分を含む)に加え、不動産税、犬税 を税収入としている。法人所得税の約2割が自治体分である。国税対地方税の比率は 67対33であった⁽⁵⁾。

フィンランドがこのような税体系になったのは1990年代前半のことである。つまり、スウェーデン、ノルウェーなどの北欧諸国で実施されていた二元的所得税が、1993年にフィンランドでも導入され、これに比例税率の法人所得税⁽⁶⁾を加えたものがフィンランドの国税所得税になったのである。それ以前の国税所得税は、基本的に所得の源泉種類に考慮することなく、あらゆる源泉を合算して累進税率を適用するものであった。二元的所得税は、個人所得を勤労所得(給与や年金など)と資本所得(利子、配当、株や土地のキャピタルゲイン、賃貸収入など)に分け、前者には累進税率、後者には単一の税率(比例税率)による課税が行われるものである。さらに、1994年には、これまでの売上税に代わって付加価値税が導入されたのである。

大不況後、このような重要な税制改革が行われたのであるが、この税制改革はフィンランド経済の急速な国際化とEU加盟問題が密接に関連していた。フィンランドは

⁽⁵⁾ いずれも2014年度の数値である。Tilastokeskus "Suomen tilastollinen vuosikirja 2015", 2015, S. 76-77を参照。

⁽⁶⁾ フィンランドでは法人所得への課税は、法人税がないため所得税(法人所得税)の中で行われている。なお、法人所得税の2割強が自治体に配分されている。

1995年1月1日にEUに加盟した。そして、1999年1月1日にユーロがEUの共通通 貨になったが、3年間の移行期間があったため、フィンランドでは2002年にフィンラ ンドマルカに代わってユーロが現実の通貨になった。この時のユーロとフィンランド マルカの交換比率は、1ユーロ=5.94573フィンランドマルカであった。

勤労所得税と法人所得税においては減税が基調であった。勤労所得税では6段階の課税所得段階が5段階(2001年度)になり、さらに2007年度から4段階になった。2013年度から2015年度までは再び5段階になったが、2016年度以降は4段階に戻っている。2000年度から2012年度までは、ほぼあらゆる所得階層で減税が進んだ。2013年度からは最高所得段階(高額所得階層)についてのみ、税率が若干上昇している。法人所得税は2014年1月1日に大規模な減税が行われ、税率が24.5%から20%に引き下げられ、現在も20%の税率が維持されている。

付加価値税は最小限の増税にとどめられてきた。税率の引き上げが行われたのは1994年から今日までの25年間で2回だけで、それぞれ1ポイントアップにすぎなかった。つまり、導入時の標準税率は22%、軽減税率は12%と8%だったが、2010年7月1日に標準税率が23%に、軽減税率が13%と9%に、2013年1月1日に標準税率が24%、軽減税率が14%と10%に引き上げられたのである。

また、2006年度に多額の財産を有する富裕者層への課税である富裕税が廃止された。 自治体の主要財源である地方所得税は、国税である勤労所得税よりも幅広く国民に 課税されている。2011年度の納税者数は勤労所得税が162万人、地方所得税が407万人 だった。地方所得税は比例税率で自治体が自由に税率を決定できる。2017年度の平均 税率は19.9%であった⁽⁷⁾。地方所得税の税率(平均税率)は一貫して引き上げられ てきた。つまり、1970年度が14.38%、1990年度が16.47%、2000年度が17.65%、 2015年度が19.84%(最高がKiteeの21.75%、最低がKauniainenの16.25%)となって いたのである。

さらに、1993年度から2018年度までの期間における直接税課税の動向を検討してみると⁽⁸⁾、2018年度の勤労所得税収入は55億ユーロ、資本所得税収入が30億ユーロ、地方所得税収入が190億ユーロであった。そして、この期間に地方所得税収入が78%

⁽⁷⁾ Suomen Kuntaliitto "Laskelma verotuloihin perustuvasta valtionosuuden tasauksesta vuonna 2019", 2018.

⁽⁸⁾ Statistics Finland "Taxable incomes", 2018. なお、この文献の直接税には、勤労所得税、資本所得税、地方所得税のほかに、社会保険料(被保険者負担)、教会税、公共放送税が含まれている。

伸び、直接税収入に占める地方所得税収入の割合は1993年度の50%から2018年度の62%に上昇した。これに対し、国税の勤労所得税収入の直接税収入に占める割合は31%(1993年度)から18%(2018年度)に減少した。資本所得税収入の直接税収入に占める割合は3~10%の範囲で揺れ動いたが、2018年度は9.8%であった。

そこで、累進制をもった所得税から、比例税率の所得税(地方所得税)へのシフト がみられたということができるのである。

2. フィンランドの国庫支出金の動向 (1984年度から今日まで)⁽⁹⁾

(1) 1980年代の使途限定の国庫支出金

フィンランドでは、1984年1月1日に「社会福祉保健医療計画と国庫支出金に関する法律」が施行された(1982年9月17日成立)。この法律の目的は、中央政府(国政府)が計画を立て、標準を設定することによって、キーとなるサービスの全国的・均一的な発展を保証することにあった。そして、使途限定の福祉・保健医療関係の国庫支出金を活用することによって、ほとんどの自治体が高齢者福祉、児童福祉、障がい者(児)福祉等に力を入れることができ、1980年代後半には多数のホームヘルパーが自治体で採用されるとともに、デイサービスセンターや保育所が次々とつくられていったのである。

このような国庫支出金は、老人ホームや保育所などの施設建設費への補助や、ホームへルパーや老人ホーム職員、保育士などの人件費を中軸とする経常費への補助という性格をもっていた。経費支出ベースで自治体に交付され、交付にあたっては地方財政調整が重視された。さらに、教育の充実が図られた。これには使途限定の教育・文化関係の国庫支出金の果たした役割が大きかった。フィンランドは1980年代後半に高成長を遂げ、このため国財政において潤沢な財源が確保された。そして、使途限定の国庫支出金が大きな役割を果たして、フィンランドは北欧型福祉国家の一員になったのである。

⁽⁹⁾ フィンランドの国庫支出金の動向については、横山前掲書、第1章、第5章、第6章、第7章を参照。

(2) 1993年改革と包括補助金(1993年1月1日施行)

1993年に財政改革が行われ、これまでの使途限定の福祉・保健医療関係の国庫支出金と教育・文化関係の国庫支出金は、いずれも包括補助金(福祉・保健医療包括補助金、教育・文化包括補助金)に転換した。1993年改革により、自治体は福祉・保健医療分野であれば、どんな支出にも福祉・保健医療包括補助金を、また、教育・文化分野であれば、どんな支出にも教育・文化包括補助金を充てることができるようになったのである。

包括補助金は「自治体の裁量が大きな特定財源」ということができる。包括補助金はこれまでの使途限定の国庫支出金によって都市部、農村部間わず全国的に福祉が拡充され、福祉のナショナルミニマムがほぼ形成されたことをふまえたうえで創設された。明らかに、1993年改革は地方分権をめざした改革だったのである。しかし、1990年代前半の大不況のため、包括補助金は創設時から大幅に削減されることになったのである⁽¹⁰⁾。

(3) 2010年の一般補助金(2010年1月1日施行)

2010年に国庫支出金改革が行われ、それまで国庫支出金の大部分を占めていた福祉・保健医療包括補助金、教育・文化包括補助金、一般国庫交付金が廃止され、新たにこれらを統合した一般補助金が創設された。この改革により、自治体向けの国庫支出金は、一部の教育・文化国庫支出金(11)やプロジェクト補助金等を除き、ONE PIPU CENTRALGOVERNMENT(財務省所管)に一元化されたのである。そして、フィンランドの地方財政調整は一般補助金を通して行われるようになり、自治体は一般財源として、どんな支出にも一般補助金を使用することができるようになったのである。

なお、フィンランドの自治体財政支出の特徴は、福祉・保健医療費と教育・文化費

⁽¹⁰⁾ さらに、1995年には福祉施設建設補助金が全廃された。この時期のフィンランドの経済、財政の状況や包括補助金等の国庫支出金の削減については、横山前掲書、第1章を参照。

⁽¹¹⁾ 職業専門学校などの一部の教育サービス、美術館、劇場などの一部の文化サービスに関する補助金は、一般補助金としてではなく教育・文化省所管のまったく別の形態の補助金として取り扱われる。この補助金は一般補助金の計算からはずされ、教育・文化省所管の補助金として生徒数(職業専門学校の場合)等にもとづいて交付されるのである。交付先も一般補助金がすべて自治体に交付されるのに対し、この補助金の交付先は自治体とはかぎらない。例えば、自治体立だけではなく自治体連合立や民間の運営も多い職業専門学校の場合には、自治体だけでなく自治体連合や民間に直接補助金が支出されるのである。横山前掲書、第5章を参照のこと。

の割合が高いことである。自治体と自治体連合を合わせた経費支出の約4分の3は福祉・保健医療費と教育・文化費が占めているのである。また、福祉・保健医療費は多くの自治体で経費支出の約半分を占め、中には6割にのぼる自治体も存在する。

3. 一般補助金のしくみ

(1) 自治体への交付方法

一般補助金は、自治体の財政需要と財政力を斟酌して国から自治体に交付される。 実際は、自治体の財政需要と財政力のほかに、国の規定にもとづく加算・控除も自治 体の交付額の決定に関係するが、一部の大都市や一部の特徴ある自治体を除けば多く の自治体において加算・控除額が少ないため、一般補助金の自治体への交付を決める のは基本的には財政需要と財政力だといってよいだろう。そして、このような財政需 要因子と財政力因子を用いた地方財政調整の仕組みは、日本の地方交付税制度と共通 しているということができるだろう。

一般補助金総額に占める財政需要分、財政力分(自治体間の税収格差是正分、以下、 財政力分もしくは税収格差是正分とする)、国の規定にもとづく加算・控除分の割合 は、図表3の通りである。2019年度予算の一般補助金総額は86億1,800万ユーロで、

図表3 一般補助金総額に占める財政需要分、税収格差是正分、国の規定にもとづく加 算・控除分の内訳

(2019年度予算)

	一般補助金総額 86億1,800万	万ユーロ
	年齢構成別人口	45億4,700万ユーロ(52.8%)
財	疾病率	16億2,500万ユーロ(18.9%)
財政需要	失業率 スウェーデン語、バイリンガル、島しょ部、 人口密度など	3 億9,800万ユーロ (4.6%)
	遠隔地、サーメ人への対応、旧一般交付金分など	3 億2,900万ユーロ (3.8%)
税山	双格差是正	7億5,100万ユーロ (8.7%)
国の)規定にもとづく加算・控除	8億 800万ユーロ (9.4%)
	他	1億6,000万ユーロ (1.8%)

[出所] Suomen Kuntaliitto "Suurin osa kuntien valtionosuudesta perustuu kunnan ikärakenteeseen ja sairastavuuteen", 2019.

このうち、財政需要分が80.1%、税収格差是正分が8.7%、加算・控除分が9.4%であった。財政需要分の中では圧倒的に年齢構成別人口の割合が高く、財政需要分全体の約3分の2を占め、自治体への一般補助金の交付額を規定する最重要な要素になっているのである。

(2) 2015年改定と財政力を斟酌する交付分(税収格差是正分)の重視

一般補助金がスタートした2010年度から2019年度までの一般補助金の総額をみてみよう(図表4)。2010年度から2012年度にかけては増加率が高く、増加額は7億4,000万ユーロ、増加率は9.5%だった。それ以後は2016年度を除けばほぼ横ばいとなり、総額は84億ユーロから86億ユーロの間で推移している。

注目されるべきは、2010年度から2014年度まで税収格差是正分の金額が計上されていないことである。2015年度にはじめて税収格差是正分の金額(6億7,262万ユーロ)が計上され、以後2017年度が7億1,544万ユーロ、2018年度が7億3,785万ユーロ、

図表 4 一般補助金額の推移、税収格差是正分の金額の推移、拠出自治体数と受取自治体 数の推移

年 度	金 額	うち税収格差是正分の金額	拠出自治体数	受取自治体数
2010	77億6, 226万ユーロ	マイナス 2,291万ユーロ	61	265
2011	80億5, 170万ユーロ	マイナス 1,723万ユーロ	62	258
2012	85億 382万ユーロ	マイナス 3,510万ユーロ	63	257
2013	86億5, 198万ユーロ	マイナス 4,775万ユーロ	62	242
2014	85億9, 202万ユーロ	マイナス 4,956万ユーロ	62	242
2015	84億5, 399万ユーロ	プラス 6億7,262万ユーロ	31	270
2016	87億2,576万ユーロ	プラス 6 億8, 465万ユーロ	33	268
2017	85億6,885万ユーロ	プラス 7億1,544万ユーロ	30	267
2018	85億4, 308万ユーロ	プラス 7億3,785万ユーロ	30	265
2019	86億8, 751万ユーロ	プラス 7億4,852万ユーロ	29	266

- (注1) 自治体数ではAhvenanmaa Maakuntaに所属する自治体数はのぞく。
- (注2) 税収格差是正分の金額がマイナスの場合は、自治体が拠出する金額のほうが受取る金額よりも多いため、国の支出額(一般補助金額中の税収格差是正分の金額)はゼロとなる。プラスの場合は自治体が受取る一般補助金額中の税収格差是正分の金額である。
- [出所] Suomen Kuntaliitto "Laskelma kunnan peruspalvelujen valtionosuudesta vuonna 2018", 2017をはじめ、同文献の各年度版。Suomen Kuntaliitto "Laskelma verotuloihin perustuvasta valtionosuuden tasauksesta vuonna 2018", 2017をはじめ、同文献の各年度版。

2019年度が7億4,852万ユーロと、その金額が少しずつ増加している。

2010年度から2014年度まで税収格差是正分の金額が計上されなかったのは、税収格差是正分の算定の仕組みとの関係で、国が一般補助金を自治体に交付する必要がなかったからである。のちに税収格差是正分の算定方法について詳しく述べるけれども、2015年度に税収格差是正分に関する算定方法の大幅な変更が行われ(2015年改定)、この改定によって財政力分が重視されるようになったために、2015年度から税収格差是正分の金額が計上されるようになったのである。

4. 財政需要分の算定

(1) 財政需要費目と基礎価格

図表5には、各自治体への一般補助金の交付額を算定する際に用いられる、ほぼすべての財政需要費目とその基礎価格が掲げられている。財政需要費目は、年齢構成別人口や疾病率など自治体が最も多く支出する社会保障の分野と教育の分野を中心に構成されているが、スウェーデン語を公用語とする住民が多い自治体の財政需要や、島しょ部や人口密度など過疎地域の自治体が必要とする財政需要、少数民族であるサーメ人が居住する自治体の財政需要等の地域性が考慮に入れられている。基礎価格は年齢別構成別人口のように1人当たりの価格で示されるものと、別の単位にもとづくものとに分かれる。

財政需要分の大半を占める年齢構成別人口について、2015年度の基礎価格と2019年度の基礎価格を比較してみると、義務教育学校就学前の児童(0~5歳、6歳)と高齢者(65歳以上)の基礎価格の減少が目立っている。ちょうど、この年齢層は自治体における児童福祉(保育)と教育(就学前教育、6歳児)、高齢者福祉(在宅福祉、施設福祉)の経費支出が多い年齢層にあたるが、そこが大きく減少しているのである。さらに、財政需要費目は、基本財政需要費目と付加的財政需要費目に分かれる。年

齢構成別人口、疾病率、失業率、スウェーデン語、人口密度等は基本財政需要費目、遠隔地やサーメ人への対応等は付加的財政需要費目である。自治体の財政需要分を算定する際、基本財政需要費目と付加的財政需要費目とでは計算の仕方が異なるが、詳しくは、4.(3)のUtsjoki自治体の事例を検討しながら述べることにしよう。

図表5 各自治体への一般補助金交付算定(財政需要分)の際の基礎価格の推移

(%、ユーロ)

	年 度	2015	2016	2017	2018	2019	2015~2019の増減
財政 担害	文需要分に関する国負 刊合	25.44%	25.61%	25.23%	25.34%	25.37%	マイナス 0.07%
自治	台体が自己財源で負担	3,520.93	3,636.07	3,627.38	3,600.27	3,524.51	3.58
する	ら額(1人当たり額)	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
	年齢構成別人口						
	0~5歳	8,483.82	8,635.58	8,399.03	8,333.60	8,172.53	マイナス 311.29
	6歳	8,947.47	9,156.28	8,904.17	8,842.70	8,677.28	マイナス 270.19
	7~12歳	7,269.02	7,513.12	7,459.07	7,410.99	7,277.45	8.43
	13~15歳		12,895.47	12,805.09	12,728.20	12,502.93	24.34
	16~18歳	3,981.85	4,114.97	4,081.91	4,077.09	3,996.54	14.69
	19~64歳	1,033.38	1,059.42	1,050.87	1,026.13	993.60	マイナス 39.78
	65~74歳	2,122.03	2,175.69	2,133.01	2,063.77	1,983.50	マイナス 138.53
	75~84歳	5,715.25	5,880.45	5,776.40	5,656.61	5,481.33	マイナス 233.92
	85歳以上		19,708.33	19,435.73	19,223.19	18,771.79	マイナス 344.94
疫	동 病 率	1,125.29	1,162.55	1,159.26	1,154.53	1,133.37	8.08
步	· 業 率	87.44	90.34	90.09	89.72	88.08	0.64
7	マウェーデン語	1,893.80	1,956.49	1,950.94	1,942.98	1,907.38	13.58
1	· イ リ ン ガ ル	269.61	278.54	277.75	276.62	271.55	1.94
É	ましょ 部	371.08	383.37	382.29	380.73	373.75	2.67
J	、口密度	38.10	39.36	39.24	39.08	38.36	0.26
适	ト 隔 地	207.12	208.16	206.70	207.94	210.64	3.52
+	ナーメ人への対応	2,630.69	2,643.84	2,625.33	2,641.08	2,675.41	44.72
- IE	日一般交付金分など	62.86	63.17	62.73	63.11	63.93	1.07

⁽注) 2016年度については2016年9月26日に数値の改定が行われた。

(2) 推計コストにもとづく各自治体の基本財政需要額の算定

財政需要額の算定については、推計コスト積み上げ方式が採用されている。その際に、基本財政需要費目についてのみ推計コスト算定が行われ、付加的財政需要費目は推計コスト積み上げ方式による計算には入らない。では、基本財政需要額の算定についてみてみよう。

まず、各自治体の年齢構成別人口数に年齢構成ごとに算定された基礎価格 (1人当たり額)を乗じたものを基本に、失業率、疾病率などの基本財政需要費目が加わって、各自治体の基本財政需要額が算定される。

次に、基本財政需要額に関する推計コスト積み上げ額から自治体が自らの財源で負担すべき金額が差し引かれる。そして、このようにして得られた金額が、国から各自

[[]出所] Suomen Kuntaliitto "Kunnan peruspalvelujen valtionosuuden perushinnat", 2019.

治体への移転金額、つまり基本財政需要分の一般補助金の額(基本財政需要分に関する国負担分の金額)となる。自治体が自己財源で負担すべき金額は、自治体の区別なくどこの自治体においても住民1人当たり定額となっているが、その金額は各年度の福祉・保健医療費、教育・文化費等の経費費目についての、国と自治体との間の支出の責任割合(推計コストに対する国と自治体の負担割合)にもとづいて計算される。

基本財政需要分に関する国負担割合(平均)は2010年度と2011年度が34%台だったが、2015年改定が行われた2015年度には25.44%となり、急速に割合を下げた(図表6)。そして、2015年度以降は横ばいで、継続して25%台で推移している。このため、自治体が自己財源で負担すべき額(1人当たり)が増加している。2010年度が2,581ユーロ、2011年度が2,638ユーロだったが、2015年度が大幅に増加して3,520ユーロ、2016年度が3,636ユーロとなった。2017年度以後も3,500ユーロ台もしくは3,600ユーロ台で推移している。

なお、2018年度の基本財政需要分に関する国負担割合は25.34%であったが、この数値は全自治体の平均値である。**図表7**から判断できるように、国負担割合が高い自

図表 6 基本財政需要分についての国負担割合と自治体が自己財源で負担すべき住民 1 人 当たり額(全自治体同額)の変化

年 度	基本財政需要分に関する国負担割合	自治体が自己財源で負担する額 (1人当たり額)
2010	34. 08%	2, 581. 36ユーロ
2011	34. 11%	2, 638. 32ユーロ
2012	31. 42%	3, 001. 49ユーロ
2013	30. 96%	3, 136. 92ユーロ
2014	29. 57%	3, 282. 60ユーロ
2015	25. 44%	3, 520. 93ユーロ
2016	25. 61%	3, 636. 07ユーロ
2017	25. 23%	3, 627. 38ユーロ
2018	25. 34%	3, 600. 27ユーロ
2019	25. 37%	3, 524. 51ユーロ

(注) 2016年度は2016年9月26日に行われた数値改定後のもの。

[出所] 2014年度までは、Suomen Kuntaliitto "Laskelma kunnan peruspalvelujen valtionosuudesta 2014", 2013をはじめ同文献の各年度版、2015年度からはSuomen Kuntaliitto "Kunnan peruspalvelujen valtionosuuden perushinnat", 2019。ただし、2018年度の自治体が自己財源で負担すべき額(1人当たり額)は同文献では3,599.08ユーロだったが、Suomen Kuntaliitto "Kunnan valtionosuusprosentti 2018", 2018を用いて3,600,27ユーロとした。

図表7 基本財政需要分についての国負担割合が多い自治体と少ない自治体

							(2018年度予算、	(予算、ユーロ)
			自治体基本財政需要	以財政需要	自治体が負担	自治体が負担す	是本財政需要分	< H
	目帘体名(四馬Maakunta)	⊐ ≺	総額	1人当たり額	ずべき額 (I 人当たり額)	べき額	の国の負担額	国の負担割合
	全自治体	5,474,083人	26,397,224,828	4,822	3,600.27	19,708,168,057	6,689,056,772	25.34%
H	Ristijärvi (Kainuu)	1,345人	9,262,992	6,887	3,600.27	4,842,363	4,420,629	47.72%
<u> 国の</u> 値	Rautavaara (Pohjois-Savo)	1,723人	11,580,670	6,721	3,600.27	6,203,265	5,377,404	46.43%
祖割	Salla (Lappi)	3,653人	24,417,271	6,684	3,600.27	13,151,786	11,265,484	46.14%
合が	Puolanka (Kainuu)	2,735人	17,748,406	6,489	3,600.27	9,846,738	7,901,668	44.52%
高い	Heinävesi (Etelä-savo)	3,514人	22,735,442	6,470	3,600.27	12,651,349	10,084,093	44.35%
目治本	Kaavi (Pohjois-Savo)	3,154人	20,377,051	6,461	3,600.27	11,355,252	9,021,799	44.27%
<u>‡</u>	Vesanto (Pohjois-Savo)	2,148人	13,765,074	6,408	3,600.27	7,733,380	6,031,694	43.82%
H	Masku (Varsinais-Suomi)	9,675人	42,854,238	4,429	3,600.27	34,832,612	8,021,625	18.72%
の負!	Espoo (Uusimaa)	274,583人	1,213,331,227	4,419	3,600.27	988,572,937	224,758,290	18.52%
担削へ	Rusko (Varsinais-Suomi)	6,137人	27,039,417	4,406	3,600.27	22,094,857	4,944,560	18.29%
ī Ā	Tampere (Pirkanmaa)	228,274人	1,003,837,300	4,398	3,600.27	821,848,034	181,989,266	18.13%
んない	Pirkkala (Pirkanmaa)	19,163人	84,095,490	4,388	3,600.27	68,991,974	15,103,516	17.96%
.但怨	Helsinki (Uusimaa)	635,181人	2,753,675,171	4,335	3,600.27	2,286,823,099	466,852,072	16.95%
#	Järvenpää (Uusimaa)	41,529人	179,535,480	4,323	3,600.27	149,515,613	30,019,867	16.72%

[出所] Suomen Kuntaliitto "Kunnan valtionosuusprosentti 2018", 2018.

治体と低い自治体があり、高い自治体では国負担割合が40%台になっている。とくに高いのは、RistijärviとRautavaara、Sallaで、国負担割合が45%以上である。この3自治体はいずれも人口数が少ない小規模自治体である。また、高齢者比率がいずれも大変高く33%を超過している⁽¹²⁾。これに対し、国負担割合が国平均を大きく下回って16~18%台の自治体もある。これらの自治体にはHelsinki、Tampere、Espooなど大都市が多いのである。

(3) 付加的財政需要額の計算

付加的財政需要額は、一部の自治体の特別な事情が考慮されることによって適用される財政需要費目である。Utsjoki自治体における一般補助金額の算定の仕組み(2017年度)を検討しながら、付加的財政需要額についてみてみよう(図表8)。

Utsjoki自治体は、最北部のLappi Maakuntaに所属し(**図表 1**)、そのLappi Maakuntaの中でも最北部に位置し、広大な面積(5,144.3平方キロメートル)を有している。

まず、基本財政需要額が計算される。年齢構成別人口、疾病率、失業率、バイリンガル、スウェーデン語、人口密度、島しょ部等が基本財政需要額を構成するが、バイリンガルと島しょ部はUtsjoki自治体には該当しないので金額はゼロである。Utsjoki自治体では年齢構成別人口、疾病率、人口密度の各財政需要費目の金額が大きかった。Utsjoki自治体の基本財政需要額の合計額は704万ユーロ、その約6割は年齢構成別人口によるものだった。

次に、基本財政需要額から自治体が自己財源で負担すべき金額が差し引かれる。自治体が自己財源で負担すべき1人当たり額は全自治体同額で、2017年度は3,627.38 ユーロだった。この金額にUtsjoki自治体の人口数(1,250人)を乗じた金額、つまり、453万ユーロがUtsjoki自治体の自己財源で負担すべき金額だった。Utsjoki自治体の基本財政需要額からこの453万ユーロを差し引いた金額が250万ユーロとなり、この250万ユーロがUtsjoki自治体の受取る一般補助金額のうちの基本財政需要分の金額となる。基本財政需要分に関する国の負担割合は35.6%(全国平均は25.23%)であった。

さらに、上記の250万ユーロに付加的財政需要分の金額が加えられる。遠隔地が150万ユーロ、サーメ人への対応が149万ユーロ、その他が4万ユーロで、Utsjoki自治体

⁽¹²⁾ 高齢者比率については、Tilastokeskus "Suomen tilastollinen vuosikirja 2015", 2015, S. 442-457を参照。

図表8 Utsjoki自治体の一般補助金算定のしくみ

(2017年度予算、ユーロ)

	(201	1十尺 1 异、一 口/
Utsjoki自治体の基本財政	需要額	
	総額	1人当たり額
年齢構成別人口	4, 309, 013	3, 447
疾 病 率	1, 475, 027	1, 180
失 業 率	104, 847	84
バイリンガル	0	0
スウェーデン語	77, 992	62
人 口 密 度	981, 000	785
島しょ部	0	0
他	92, 552	74
合計	7, 040, 430	5, 632
Utsjoki自治体の基本財政需要額	7, 040, 430	5, 632
Utsjoki自治体が自己財源で負担すべき金額	4, 534, 225	3, 627. 38
国が負担する金額(基本財政需要分の一般補助金額)A	2, 506, 205	2,005

Utsjoki自治体の付加的財	政需要額	
	総額	1人当たり額
遠隔地	1, 508, 975	1, 207
サーメ人への対応	1, 491, 187	1, 193
他	39, 394	32
合 計 ®	3, 039, 556	2, 432
	5, 545, 761	4, 437

財政需要分	5, 545, 761	4, 437
国の規定にもとづく加算・控除分 (システム変更への保証をふくむ)	509, 810	408
税収格差是正分	798, 854	639
Utsjokiの受取る一般補助金額	6, 854, 425	5, 484

〔出所〕Suomen Kuntaliitto "Valtionosuudet 2018", 2017.

の付加的財政需要額は303万ユーロであった。これに、先ほどの250万ユーロを加えた金額が、Utsjoki自治体に交付される一般補助金額のうちの全財政需要分の金額(554万ユーロ)となるのである。Utsjoki自治体は2017年度に、一般補助金額のうち基本財政需要分の金額よりも付加的財政需要分の金額の方が上回った唯一の自治体であった(13)。

⁽¹³⁾ Suomen Kuntaliitto "Kunnan peruspalvelujen valtionosuus vuonna 2017", 2016を参照。

そして、Utsjoki自治体が受取る一般補助金額は、この財政需要分(554万ユーロ)に、税収格差是正分(80万ユーロ)と国の規定にもとづく加算・控除分(51万ユーロ)が加わることによって685万ユーロとなったのである。

5. 財政力の算定(税収格差是正分の算定)

(1) 税収格差是正分の算定と拠出自治体、受取自治体

以上のような財政需要分の計算が行われたうえで、さらに、自治体の財政力(自治体間の財政力格差)が斟酌される。財政需要の計算においては、過疎自治体や島しよ部の自治体等への配慮がなされているが、これは自治体間の財政力格差に着目したものではなく、あくまでも財政需要に着目したものにすぎない。そこで、自治体間の税収格差に着目した算定、つまり、財政力を斟酌した算定が行われるのである。

税収格差是正分の算定では自治体間の水平的財政調整が行われ、1人当たりの計算上の地方税収入額が少ない自治体で一般補助金が増額され、1人当たりの計算上の地方税収入額が多い自治体は減額される。つまり、自治体は財政力分(税収格差是正分)の一般補助金を受取る自治体(以下受取自治体と略す)と拠出する自治体(以下拠出自治体と略す)に区分されるのである。

(2) 2010年度から2014年度までの税収格差是正分の算定(1)

補助金が減額される富裕な自治体(拠出自治体)と補助金が増額される自治体(受取自治体)を比較すると、2010年度から2019年度まで一貫して受取自治体数が拠出自治体数を上回っていたけれども、2010年度から2014年度までは拠出自治体数が60を超えており(図表4)、しかも拠出自治体には首都のHelsinkiなどMaakuntaの中心自治体やEspooなどの大都市が多かった。そして、受取自治体には小規模自治体が多かったか、個々の自治体の受取額が小規模自治体や財政力の弱い自治体の財政に寄与する度合は大きかったとはいうものの、受取額自体は少額のケースが多かった。そこで、2010年度から2014年度までの受取自治体全体の受取額は拠出自治体全体の拠出額よりも少なくなっていた。このため2010年度から2014年度までは税収格差是正分がマイナスとなり、税収格差是正分に関する一般補助金額がゼロとなっていたのである。

(3) 2010年度から2014年度までの税収格差是正分の算定(2)

税収格差是正分の算定にあたっては、自治体の人口数、地方税収入額が重要な指標となる。そして、2010年度の一般補助金の創設時から現在まで、各年度の税収格差是正分の算定では、地方税収入額(決算)、人口数ともに2年前のデータが用いられることになっている。

図表9をみながら2011年度予算における税収格差是正分の算定の仕組みを検討しよう。2008年12月31日現在のフィンランドの総人口数は529万8,858人で、2009年度の計算上の地方税収入額は173億7,715万ユーロであった。その内訳は、計算上の地方所得税収入額が150億3,187万ユーロ、法人所得税収入額の自治体分が13億8,401万ユーロ、計算上の不動産税収入額が9億6,126万ユーロであった(14)。計算上の地方所得税収入額と計算上の不動産税収入額とは、個別自治体が実際に適用している地方所得税率、不動産税率ではなく、全自治体の平均地方所得税率、平均不動産税率を適用して得られる地方所得税収入額と不動産税収入額のことをいう。2011年度の算定で適用される計算上の地方所得税の税率は18.59%であった。

そこで、計算上の1人当たり地方税収入額は3,279ユーロとなり、この数値に91.86%を乗じた金額である3,012.74ユーロが基準値となる。この基準値を計算上の1人当たりの地方税収入額が下回った自治体には、3,012.74ユーロに達する金額になるように一般補助金(1人当たり)が増額され、その反対に、計算上の1人当たり地方税収入額が基準値を上回った自治体には、その上回った金額(その自治体の計算上の1人当たり地方税収入額マイナス3,012.74ユーロ)の37%分の補助金額が減額されることになる。

なお、2012年に小規模な改定が行われ(2012年改定)、計算上の不動産税の取り扱いが変更された。つまり、計算上の地方税収入額の構成要素の1つだった計算上の不動産税収入額が、2012年度から計算上の地方税収入額から除外されたのである⁽¹⁵⁾。いうまでもなく、このことは不動産税収入額の多い自治体に有利に働いたのである。

⁽¹⁴⁾ Suomen Kuntaliitto "Laskelma verotuloihin perustuvasta valtionosuuksien tasauksesta vuonna 2011",

⁽¹⁵⁾ のちに検討するように、2015年改定によって一部自治体の計算上の不動産税収入が再び計算上の地方税収入に算入されることになった。

図表9 税収格差是正分の算定方法の変化

計算上の不動産税 のあつかい方	計算上の地方税収	入額にふくめる		計算上の地方税収 入額にふくめない		原子力発電所のあ る自治体(Eurajoki、 Loviisa) のみ、そ	の1/2を計算上 の地方税収入額に ふくめる
拠出自治体の場合 の算定方法	当該自治体の1人当かり計算トの地	方税収入額から基準値を差します。	年間を左しがいる額に37%を乗じることによった。	ことによる (侍のれた額に当該自治 ボン	体の人口数を乗じ た額が拠出額	当該自治体の1人当たり計算上の地方税収入額から基準値を差し引いた額に、額に、30%に自治体でしていた。	(中、とい事たされた) た加算割合を加えた分」を乗じて得た金額に当該自治 体の人口数を乗じた確かの人口数を乗じた額が拠出額
受取自治体の場合の算定方法	東海値から 当該白	出十両プラコマコ 治体の1人当たり 当領 r の 支土 統合	ロ 年上 シ 地 グ 焼 火 入 額 を 差 し 引 い た ちっ ッ 封 ウ ぶ 中 の	銀に当該目宿体の 人口数を乗じた額	が学取額	基準値から当該自 治体の1人当たり 計算上の地方税収 入額を差し引いた	額に80%を乗じて 得た金額に当該自 治体の人口数を乗 じた金額が受取額
基準値の計算方法		全国平均の1人当かの計画を	たりと記事上と述り 税収入額に91.86% キモドキ・短ぎ 井澤	を来した観か寿年 値		全国平均の1人当たりの計算上の地	方税収入額がそのまま基準値となる
程 推	2, 991. 53ユーロ	3, 012. 74ユーロ	2, 946. 23ユーロ	3, 073. 91ユーロ	3, 123. 15ユーロ	3, 515. 90ユーロ	3, 654. 79ユーロ
全国平均の1人 当たり計算上の 地方税収入額	3, 257ユーロ	3, 279ユーロ	3, 2072-1	3,346ユーロ	3,400ユーロ	3, 515. 90ユーロ	3, 654. 79ユーロ
計算上の地方 所得税率(全 国平均の地方 所得税率)	18.55%	18.59%	18.98%	19.17%	19. 25%	19.39%	19. 75%
年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016

[出所] Suomen Kuntaliitto "Laskelma verotuloihin perustuvasta valtionosuuden tasauksesta vuonna 2016", 2015.をはじめ同文献の各年度版を参照。

(4) 2015年改定以降現在までの税収格差是正分の算定(1)

再び、図表9をみてみよう。一般補助金の財政力を斟酌する算定については、2015年の改定が大きな影響を与えた。まず、2012年改定により、すべての自治体で計算上の地方税収入額から不動産税収入額が除外されたが、2015年改定により、原子力発電所など原子力関連施設のある自治体(EurajokiとLoviisaの2自治体)についてのみ不動産税収入額が復活し、この2自治体では、計算上の不動産税収入額の2分の1が計算上の地方税収入額に含まれることになった。また、基準値の算定方法が変更され、全国平均の1人当たりの計算上の地方税収入額がそのまま基準値となった。

受取自治体の場合、基準値から当該自治体の1人当たりの計算上の地方税収入額を差し引いた額に80%を乗じて得た金額に、当該自治体の人口数を乗じた金額が受取額になった。拠出自治体の場合、当該自治体の1人当たりの計算上の地方税収入額から基準値を差し引いた額に「30%に自治体ごとに算定された加算割合を加えた分」を乗じて得た金額に当該自治体の人口数を乗じた金額が拠出額となった⁽¹⁶⁾。「30%に自治体ごとに算定された加算割合」はKauniainenが最も高く、2019年度に自治体の中で唯一8%台(8.29%)となっている。これに、Espoo(7.42%)、Helsinki(7.27%)が続いている。

そして、2015年改定以降、拠出自治体数が大幅に減少した。改定以前に60台前半だった拠出自治体数が、改定後はほぼ半減して30前後になったのである(**図表 4**)。また、2015年改定によってMaakuntaの中心自治体や都市自治体の多くが拠出自治体から受取自治体に転換したこともあって受取額(総額)が拠出額(総額)を上回るようになった。そこで、2015年度から一般補助金額のうちの税収格差是正分がマイナスからプラスに転じ、税収格差是正分の一般補助金額が国から自治体へ交付されることになった。さらに、2016年度から2019年度にかけて税収格差是正分の一般補助金額が微増している。

注目されるべきは、これまで都市自治体の多くが拠出自治体だったが、2015年改定にともなって都市自治体の多くが拠出自治体から受取自治体に変化したことである。フィンランドでは都市への人口移動や、国が推進する市町村合併が主に都市自治体と周辺自治体の間で進んだこともあり、都市部の財政需要の高まりがみられた。しかし、

^{「30%}に自治体ごとに算定された加算割合を加えた分」については、Suomen Kuntaliitto "Laskelma verotuloihin perustuvasta valtionosuuden tasauksesta vuonna 2019", 2018.

一般補助金額は伸長せず、ほぼ横ばいで推移している。財政需要のほうは年齢構成別人口に典型的にみられるように削減基調で進んでいるし、一般補助金額のうちの基本財政需要分の金額も減少している。そこで、2015年改定では、一般補助金額のうちの税収格差是正分を増やすことによって、都市自治体財政への対応がなされているということができるのである。

このことは**図表10**をみれば明らかだろう。**図表10**は、Maakuntaの中心自治体(19自治体)の一般補助金額と税収格差是正分の状況について、2014年度と2015年度とを比較したものである。Maakuntaの中心自治体の約半分に当たる 9 自治体が、2015年度に拠出自治体から受取自治体に転換したことが把握できるのである。それと同時に、一般補助金額にはそれほど大きな変化が生じていないことが判断できるのである。

図表10 Maakuntaの中心自治体の一般補助金収入額と税制格差是正分の状況

(2014年度、2015年度、ユーロ)

					(=0111)	·	及、
自治体名	所属Maakunta	一般補助	金収入額	一般補助	助金収入額中の	税収格差是	正分の金額
日日平石	月月 /西ɪvɪaakuiita	2014年度	2015年度	201	14年度	201	15年度
Helsinki	Uusimaa	278, 338, 256	277, 473, 412	マイナス	312, 171, 227	マイナス	249, 249, 424
Porvoo	Itä-Uusimaa	56, 017, 610	51, 195, 409	マイナス	12, 983, 995	マイナス	8, 259, 286
Turku	Varsinais-Suomi	241, 827, 346	228, 033, 799	マイナス	25, 456, 846	マイナス	5, 041, 907
Pori	Satakunta	147, 921, 824	147, 441, 144	マイナス	1, 736, 207		16, 356, 944
Hämeenlinna	Kanta-Häme	109, 983, 376	102, 179, 308	マイナス	4, 393, 030		3, 994, 902
Tampere	Pirkanmaa	237, 668, 831	228, 442, 164	マイナス	28, 679, 753	マイナス	4, 732, 283
Lahti	Päijät-Häme	157, 868, 112	162, 627, 497	マイナス	2, 905, 112		17, 447, 389
Kotka	Kymenlaakso	98, 541, 225	101, 815, 405	マイナス	1, 894, 444		7, 634, 987
Lappeenranta	Etelä-Karjala	113, 064, 303	108, 236, 303	マイナス	2, 284, 125		8, 646, 493
Mikkeli	Etelä-Savo	104, 857, 644	105, 775, 238		8, 410, 815		17, 819, 949
Kuopio	Pohjois-Savo	159, 300, 855	171, 769, 290	マイナス	1, 514, 496		22, 409, 628
Joensuu	Pohjois-Karjala	132, 906, 855	134, 340, 703		21, 263, 000		33, 511, 619
Jyväskylä	Keski-Suomi	178, 544, 127	184, 478, 868		4, 904, 901		35, 807, 632
Seinäjoki	Etelä-Pohjanmaa	85, 092, 368	88, 410, 231	マイナス	2, 022, 542		9, 363, 830
Vaasa	Pohjanmaa	78, 206, 630	75, 896, 490	マイナス	17, 978, 867	マイナス	9, 779, 830
Kokkola	Keski-Pohjanmaa	83, 496, 410	83, 031, 835	マイナス	43, 393		9, 610, 202
Oulu	Pohjois-Pohjanmaa	252, 218, 382	268, 699, 546	マイナス	12, 742, 350		25, 761, 732
Kajaani	Kainuu	71, 853, 337	72, 075, 716		6, 897, 111		13, 519, 835
Rovaniemi	Lappi	101, 041, 688	98, 284, 998		7, 195, 989		18, 301, 363

- (注1) 現在Itä-UusimaaはUusimaaに統合されている。
- (注2) 一般補助金収入額中の税収格差是正分の金額のうち、マイナスは自治体の拠出額を示す。
- (注3) 一般補助金収入額は、税収格差是正後の最終的な金額である。
- (注4) Ahvenanmaa Maakuntaを除く。
- [出所] Suomen Kuntaliitto "Laskelma kunnan peruspalvelujen valtionosuudesta vuonna 2014", 2013. Suomen Kuntaliitto "Laskelma kunnan peruspalvelujen valtionosuudesta vuonna 2015", 2014より作成。

(5) 2015年改定以降現在までの税収格差是正分の算定(2)

2019年度の税収格差是正のための自治体間調整(税収格差是正分の算定)の仕組みについてみてみよう。図表11は、拠出自治体と受取自治体について、それぞれ上位6自治体(基準値と1人当たりの計算上の地方税収入額の差額が大きな自治体)を掲げたものである。

具体的に、拠出自治体であるKauniainenの2019年度予算における算定をみてみよう。Kauniainenの計算上の地方税収入額(2017年度決算)が7,198万2,686ユーロ、1人当たりの計算上の地方税収入額が7,660ユーロだった。このうち計算上の地方所得税収入額が6,993万3,960ユーロ、法人所得税の自治体分が204万8,726ユーロで、計算上の地方所得税率は19.9%であった。Kauniainenは富裕な自治体のため地方税収入額に恵まれているので、基準値(3,682.30ユーロ)と計算上の地方税収入額との差額は、1人当たりマイナス3,978ユーロであった。この3,978ユーロに「30%に自治体ごとに算定された加算割合」(Kauniainenは38.29%)を乗ずればマイナス1,523ユーロとなり、これにKauniainenの人口数(9,397人)を乗じた金額はマイナス1,431万2,286ユーロとなった。そして、この1,431万2,286ユーロがKauniainenの一般補助金額から減額されることになる。つまり、Kauniainenから1,431万2,286ユーロが財政力の弱い自治体に拠出されることになるのである。

その反対に、受取自治体であるMerijärviは、計算上の地方税収入額が214万4,609 ユーロ、1人当たりの計算上の地方税収入額が1,896ユーロであった。Merijärviにおける基準値と計算上の地方税収入額との差額は1人当たり1,786ユーロと最も大きかった。この1,786ユーロに80%を乗じた金額が1,429ユーロとなり、これにMerijärviの人口数(1,131人)を乗じて得た金額は161万6,058ユーロになった。そして、この161万6,058ユーロがMerijärviの一般補助金額に増額されることになる。つまり、161万6,058ユーロを税収格差是正分として、Merijärviは受取ることができるのである。

6つの受取自治体には小規模自治体が多く、このうち5自治体の人口数が1,000人台もしくは2,000人台だった。これとは反対に、拠出自治体の多くが人口数の多い自治体であり、6自治体のうち5自治体が人口の増加が進むUusimaa Maakuntaに属している。また、Eurajoki(Satakunta Maakuntaに所属)は原子力発電所など原子力関連施設が立地している自治体で不動産税収入額が多い。

なお、フィンランドのMaakuntaは現在19あるが、このうち極小のAhvenanmaa Maa kunta (2014年12月31日現在の人口数は2万8,916人、自治体数は16) については、こ

図表11 税収格差是正のための自治体間調整のしくみ(2019年度)

	自治体の	人口 (2016年19	計算上の地上部組織により	法人所得税の自治体の	計算上の不動産的に入	計算上の地方税収入(2017年度沖管) ユーロ	5万税収入 質 ユーロ)	基準値と計	2019年度予算	度子算
自治体	所属する Maakunta	(2010年12 月31日現 在、人)	(2017年度決 (第、ユーロ)	(2017年度決算、ユーロ)	, .	計算上の地方税 収入(ユーロ)	1人当たり額 (ユーロ)	乗工が追が 税収入との 差 (ユーロ)	1 人当たり調整額(ユーロ)	調整額 (ユーロ)
金田	ı	5,474,083	18,440,217,167	1,706,395,389	10,586,568	20,157,199,123	3,682.30	0	137	750,540,586
Kauniainen	Uusimaa	9,397	69,933,960	2,048,726	0	71,982,686	7,660	-3,978	-1,523	-14,312,286
Espoo	Uusimaa	274,583	1,346,985,108	123,252,370	0	1,470,237,478	5,354	-1,672	-626	-171,818,905
Helsinki	Uusimaa	635,181	2,758,212,642	494,559,258	0	3,252,771,899	5,121	-1,439	989-	-340,603,759
Kirkkonummi	Uusimaa	39,033	170,905,420	6,517,210	0	177,422,630	4,545	£98–	-317	-12,385,163
Eurajoki	Satakunta	9,418	31,464,831	1,812,384	8,788,846	42,066,060	4,467	-784	-288	-2,708,116
Sipoo	Uusimaa	19,922	84,228,727	4,342,939	0	88,571,666	4,446	-764	-280	-5,573,708
Soini	Etelä- Pohjanmaa	2,186	4,399,365	583,853	0	4,983,218	2,280	1,403	1,122	2,453,032
Kärsämäki	Pohjois- Pohjanmaa	2,655	5,405,127	578,752	0	5,983,878	2,254	1,428	1,143	3,034,103
Perho	Keski- Pohjanmaa	2,907	5,896,394	591,565	0	6,487,959	2,232	1,450	1,160	3,373,190
Rääkkylä	Pohjois- Karjala	2,268	4,470,840	488,576	0	4,959,416	2,187	1,496	1,196	2,713,633
Ranua	Lappi	4,023	8,167,387	568,860	0	8,736,247	2,172	1,511	1,209	4,862,117
Merijärvi	Pohjois- Pohjanmaa	1,131	2,018,369	126,240	0	2,144,609	1,896	1,786	1,429	1,616,058

基準値を計算上の地方税収入が上回った場合は、マイナス(一)として表わしている。 (注1)

調整額がマイナス(-)となっている場合、調整額は自治体の拠出額を表わしている。 (注2)

計算上の不動産税収入は原子力発電所や原子力関連施設のあるEurajokiとLoviisaにおいてのみ計上される。 (注3) 計算上の地方所得税収入とは、各自治体が実際に課している地方所得税率ではなく、全自治体の平均地方所得税率 (2017年度 19.9%)で各自治体の地方所得税収入を計算した地方所得税収入のことである。 (注4)

Suomen Kuntaliitto "Laskelma verotuloihin perustuvasta valtionosuuden tasauksesta vuonna 2019", 2018. (田所) れまで述べてきた一般補助金の算定方法は適用されない。

6. 拠出自治体と受取自治体の動向

(1) 拠出自治体の動向

図表12では2015年度から2019年度までの拠出自治体名をすべて掲げた。この5年間、毎年度拠出自治体であった自治体がKauniainen、Helsinki、Espoo、Eurajokiなど26自治体、受取自治体になったことがある拠出自治体がLieto、Riihimäki、Tampere、Turkuなど9自治体であった。毎年度拠出自治体になっている自治体が多数あるということは、拠出自治体の財政が安定し、富裕性を保っていることを示すものであるといえよう。

2018年度において、拠出自治体の拠出額の一般補助金額に占める割合についてみると、1%未満の自治体が6、1%以上5%未満の自治体が3、5%以上10%未満の自治体が3、10%以上20%未満の自治体が7であった。20%未満の自治体が全部で19あり、拠出自治体全体の3分の2を占めていたのである(図表13)。その一方で、一般補助金が不交付の自治体が1つ、100%以上300%未満の自治体が2つ、50%以上100%未満の自治体が1つ存在した。これらの4自治体はいずれも財政力が大変高い。とくに、EspooとHelsinkiは財政規模も大きく、拠出額の多くの部分はこの2自治体によるものである。

(2) 受取自治体の動向

2015年改定が行われたことにより、2015年度に拠出自治体から受取自治体に転換した自治体が多数出たことが注目されるべきであろう。すでに**図表10**でみたように、Maakuntaの中心自治体(19自治体)のうち、2014年度に拠出自治体だったが2015年度に受取自治体に転換した自治体は、約半分の9自治体にのぼったのである。

さらに、図表12から、2018年度に拠出自治体になっているMaakuntaの中心自治体はHelsinki、Vaasa、Turkuの3自治体のみで、残りの15自治体、つまり、Kuopio、Kokkola、Lahti、Lappeenranta、Tampere、Hämeenlinna、Jyväskylä、Oulu、Kotka、Pori、Mikkeli、Joensuu、Seinäjoki、Kajaani、Rovaniemiの15自治体は受取自治体であった。Itä-UusimaaがUusimaaに統合されたため、現在のMaakuntaの数は18(Ahvenanmaa Maakuntaを除く)であるため、実にMaakuntaの中心自治体の約85%が受取自治体になっているのである。

図表12 2015~2019年度における拠出自治体の変遷

2019 O Muurame O Naantali	∞	δ ¯ ¯	2	
.=	Nurmijärvi Pirkkala		O Nurmijārvi O Pirkkala	O O Nurmijārvi O O Pirkkala
0	Porvoo		O Porvoo	O Porvoo
0	Vihti		O Vihti	O O Vihti
0	Raisio		O Raisio	O O Raisio
0	Rauma		O Rauma	O O Rauma
0	Riihimäki		O Riihimäki	O Riihimäki
(E)	Rusko		O Rusko	O Rusko
0	Sipoo		O Sipoo	O O Sipoo
0	Siuntio		Siuntio	O O Siuntio
0	Tampere		O Tampere	O C Tampere
0	Turku		(®) Turku	(®) Turku
0	Tuusula		O Tuusula	O O Tuusula
((

(注) 〇印は拠出自治体、 ⑧は受取自治体。

Suomen Kuntaliitto "Laskelma verotuloihin perustuvasta valtionosuuden tasauksesta vuonna 2017", 2016をはじめ、同文献の各年度版より作成。 [出所]

2015年改定が、都市の財政需要への対応を重視したものであることが理解できるのである。

2018年度において、受取自治体の一般補助金額に占める受取額(税収格差是正分の金額)の割合をみてみると(図表14)、30%以上の自治体が12、25%以上30%未満の

図表13 拠出自治体の一般補助金収入額に占める拠出額の割合

(2018年度)

割合	自治体数	自治体名
1 %未満	6	Hanko, Lempäälä, Lieto, Masku, Raisio, Turku
1%以上 5%未満	3	Inkoo, Loviisa, Vaasa
5%以上 10%未満	3	Harjavalta, Hyvinkää, Vihti
10%以上 20%未満	7	Järvenpää, Kaarina, Kaskinen, Nurmijärvi, Porvoo, Rauma, Siuntio
20%以上 30%未満	5	Eurajoki, Vantaa, Kerava, Naantali, Pirkkala
30%以上 40%未満	2	Sipoo, Tuusula
40%以上 50%未満	0	
50%以上100%未満	1	Kirkkonummi
100%以上200%未満	1	Helsinki
200%以上300%未満	1	Espoo
不交付自治体	1	Kauniainen
合 計	30	

⁽注) 不交付自治体とは一般補助金の交付を受けていない自治体のことである。

〔出所〕 Suomen Kuntaliitto "Laskelma kunnan valtionosuudesta ja kotikuntakorvauksista vuonna 2018", 2017.

図表14 受取自治体の一般補助金収入額に占める受取額の割合

(2018年度)

割 合	自治体数
30%以上	12 (4.1%)
25%以上30%未満	74 (25.1%)
20%以上25%未満	89 (30.1%)
15%以上20%未満	42 (14.2%)
10%以上15%未満	27 (9.2%)
5%以上10%未満	13 (4.4%)
0%以上5%未満	8 (2.7%)
0 %未満 (マイナス)	30 (10.2%)

⁽注) 0%未満(マイナス)は拠出自治体である。

[出所] Suomen Kuntaliitto "Laskelma kunnan valtionosuudesta ja kotikuntakorvauksista vuonna 2018", 2017.

自治体が74、20%以上25%未満の自治体が89、15%以上20%未満の自治体が42、10%以上15%未満の自治体が27、5%以上10%未満の自治体が13、5%未満の自治体が8であった。受取額(税収格差是正分の金額)の一般補助金額に占める割合が20%以上の自治体数は、拠出自治体を含めた全自治体数の約6割を占めているのである。最も割合が大きい30%以上の自治体についてみてみると、Tyrnäväを除けば、いずれも人口数が少なくて財政力の弱い自治体であった(図表15)。

図表15 受取額の一般補助金収入額に占める割合が高い上位12自治体(30%以上の自治体)

(2018年度、ユーロ)

自治体名	人口	一般補助金収入額	受取額	受取額の一般補助金 収入額に占める割合
Humppila	2,345人	6, 199, 542	1, 907, 418	30.7%
Jämijärvi	1,915人	5, 973, 289	1, 972, 859	33.0%
Karvia	2,449人	8, 226, 492	2, 487, 983	30.2%
Lumijoki	2,105人	6, 462, 688	2, 133, 602	33.0%
Merijärvi	1,131人	4, 358, 225	1, 600, 403	36.7%
Perho	2,907人	11, 202, 722	3, 459, 467	30.8%
Polvijärvi	4,514人	14, 892, 355	4, 871, 362	32.7%
Siikainen	1,494人	5, 098, 466	1, 544, 740	30. 2%
Toholampi	3,232人	10, 217, 551	3, 224, 221	31.5%
Tyrnävä	6,750人	19, 689, 214	6, 879, 363	34.9%
Uurainen	3,717人	9, 640, 444	3, 190, 081	33.6%
Ypäjä	2,382人	5, 346, 409	1, 765, 502	33.0%

⁽注) 人口は2016年12月31日現在。

[出所] Suomen Kuntaliitto "Laskelma kunnan valtionosuudesta ja kotikuntakorvauksista vuonna 2018", 2017.

7. 特徴ある自治体の一般補助金の状況分析

特徴のある自治体を取り上げて一般補助金の動向についてみてみよう。

(1) 不交付自治体と財政力の最も弱い自治体

一般補助金が不交付となっている自治体はKauniainen (Uusimaa Maakunta) のみである。一般補助金が創設された2010年度から2014年度までは一般補助金が不交付と

なった自治体は皆無だったが、2015年度にKauniainenが不交付自治体に転じ、以後 Kauniainenは2019年度までずっと、不交付自治体になっているのである。

図表16をみてみよう。2016年度のKauniainenの基本財政需要額は4,447万ユーロ、一般補助金額のうちの基本財政需要分の金額は1,041万ユーロ、2017年度の基本財政需要額は4,494万ユーロ、一般補助金額のうちの基本財政需要分の金額は1,053万ユーロであった。また、一般補助金額のうちの税収格差是正分の金額は、2016年度がマイナス1,228万ユーロ、2017年度がマイナス1,294万ユーロであり、どの年度においても、一般補助金において基本財政需要分の金額よりも税収格差是正分の金額(拠出額)のほうが上回った。さらに、加算・控除が行われるが、2016年度が56万ユーロ、2017年度がマイナス58万ユーロであった。加算・控除額は年度によって異なるが、どの年度においても、基本財政需要分の金額と加算・控除分の金額を加えても税収格差是正分の金額のほうが大きかったため、Kauniainenでは一般補助金が不交付になっているのである。

さらに、税収格差是正分の金額(1人当たり)の割合が最も多い自治体は、Merijärvi (Pohjois-Pohjanmaa、2016年12月31日現在の人口数は1,131人)であった。Merijärvi は財政力が最も低い自治体のため一般補助金額のうちの税収格差是正分の比重が大き

図表16 一般補助金が不交付の自治体(Kauniainen)と一般補助金額のうちの税収格差是 正分の金額の割合が最も高い自治体(Merijärvi)の分析

(ユーロ)

自治体名 (所属Maakunta)	年度	基本財政 需 要 額	一般補助金額 のうちの基本 財政需要分の 金額(A)	基本財政需 要分の金額 に対する国 の負担割合	税収格差 是正分の 金額(B)	加算・控 除分の金 額(C)	(A)+(B)+(C)	一般補助金額
Kauniainen	2016	44,479,678	10,413,180	23.4%	マイナス 12,285,162	564,566	マイナス 1,307,416	0
(Uusimaa)	2017	44,947,320	10,537,993	23.4%	マイナス 12,942,493	マイナス 588,532	マイナス 2,993,032	0
Merijärvi (Pohjois-	2016	6,602,552	2,415,690	36.6%	1,464,318	363,995	4,244,003	4,244,003
Pohjanmaa)	2017	6,615,027	2,501,578	37.8%	1,601,908	367,769	4,471,255	4,471,255

⁽注) 一般補助金額のうちの財政需要分の金額には基本財政需要額のみが計上され、付加的財政需要額については加算・控除分に計上されている。図表17、図表18も同様である。

[出所] Suomen Kuntaliitto "Kunnan peruspalvelujen valtionosuus vuonna 2016", 2015. Suomen Kuntaliitto "Kunnan peruspalvelujen valtionosuus vuonna 2017", 2016. く、これが一般補助金額の増額につながっている。そして、加算・控除分が大変少ない。Merijärviは内陸部の自治体で遠隔地ではないし、面積が広いわけでもない(面積は229.8平方キロメートル)。そこで、付加的財政需要額が少なく、加算・控除額が少ないのである。

なお、**図表16、図表17、図表18**では、一般補助金額のうちの財政需要分の金額には 基本財政需要額のみが計上され、付加的財政需要額については加算・控除額の中に含 まれている。そこで、図表の見方には注意を要する。

図表17 2016年度と2017年度のどちらかが拠出自治体、どちらかが受取自治体の分析

(ユーロ)

							(
自治体名 (所属Maakunta)	年度	基本財政 需 要 額	一般補助金額の うちの基本財政 需要分の金額	基本財政需要分 の金額に対する 国の負担割合	税収格差 是 正 分	加算・ 控除分	一般補助金 額
Riihimäki	2016	137,920,708	31,064,696	22.5%	マイナス 530,599	7,042,722	37,576,818
(Kanta-Häme)	2017	137,096,851	30,927,066	22.5%	454,406	5,426,214	36,807,686
Masku	2016	44,352,301	8,793,095	19.8%	マイナス 394	1,612,790	10,405,491
(Varsinais-Suomi)	2017	43,596,519	8,389,169	19.2%	199,237	1,591,859	10,180,265
Lieto	2016	89,107,449	19,172,282	21.5%	42,004	4,215,720	23,430,007
(Varsinais-Suomi)	2017	88,635,650	18,761,430	21.1%	マイナス 162,121	2,942,956	21,542,265

[出所] Suomen Kuntaliitto "Kunnan peruspalvelujen valtionosuus vuonna 2016", 2015. Suomen Kuntaliitto "Kunnan peruspalvelujen valtionosuus vuonna 2017", 2016.

図表18 原子力発電所等の原子力関連施設のある自治体の分析

(ユーロ)

自治体名 (所属Maakunta)	年度	基本財政 需 要 額	一般補助金額の うちの基本財政 需要分の金額	基本財政需要分 の金額に対する 国の負担割合	税収格差 走 分	加算・ 控除分	一般補助金 額
Eurajoki	2016	28,761,702	7,084,676	24.6%	マイナス 3,432,384	5,521,426	9,173,717
(Satakunta)	2017	44,049,762	10,362,284	23.5%	マイナス 1,841,649	5,737,438	14,258,073

[出所] Suomen Kuntaliitto "Kunnan peruspalvelujen valtionosuus vuonna 2016", 2015. Suomen Kuntaliitto "Kunnan peruspalvelujen valtionosuus vuonna 2017", 2016.

(2) 2016年度と2017年度のどちらかが受取自治体に転換した拠出自治体

2015年改定以後、大部分の拠出自治体は継続して拠出自治体になっているが、中には拠出自治体から受取自治体に転換した自治体や、その反対に、受取自治体から拠出自治体に転換した自治体がある。

図表17は、2016年度に拠出自治体だったが2017年度に受取自治体に転換した自治体 (RiihimäkiとMasku) と、その反対に、2016年度に受取自治体だったが2017年度に拠出自治体になった自治体 (Lieto) について示したものである。このような3自治体では、基準値と計算上の地方税収入額の差がきわめて小さいことが特徴になっているのである。

3自治体ともに基本財政需要額、一般補助金額のうちの基本財政需要額分の金額が、両年度ほとんど変化がない。税収格差是正分の金額については、当然のことながら RiihimäkiとMaskuは2016年度がマイナス、2017年度がプラスになっている。その反対 にLietoは2016年度がプラス、2017年度がマイナスになっている。加算控除分の金額 はRiihimäkiとLietoにおいて2016年度と2017年度の金額の差がやや大きい。

(3) 原子力発電所等の原子力関連施設のある自治体の分析

フィンランドにおいて最初の原子力発電所はLoviisa (Uusimaa Maakunta) に立地し、現在も稼働している。さらに、現在はEurajoki (Satakunta Maakunta) に新しい原子力発電所 (オルキルオト原子力発電所、Olkiluodon ydinvoimalaitos) がつくられて、Loviisaの原子力発電所とともに稼働している。さらに、Eurajokiには核燃料廃棄物の最終処分場がある。そこで、Eurajokiにしぼって検討しよう。

Eurajokiは原子力発電所等の原子力関連施設があるため不動産税収入が多額に入ることにより、税収格差是正分の金額が2010年度から一貫してマイナスになっている。さらに、図表18から、Eurajokiの基本財政需要額、一般補助金額のうちの基本財政需要分の金額、税収格差是正分の金額が、2016年度と2017年度とで大きく異なっていることが把握できる。これは、2015年にEurajokiの人口数が一時的に50%以上増加したことによるものである。つまり、新たな原子力施設の建設等により、Eurajokiの人口数が5,954人(2014年12月31日現在)から9,287人(2015年12月31日現在)に大幅増加し、このような大幅な人口の増加が2017年度の一般補助金の算定に反映されているのである。

つまり、人口増加を反映して、Eurajokiの2017年度の基本財政需要額が2016年度の

1.5倍に増加し、一般補助金額のうちの基本財政需要分の金額も約1.5倍に増加したのである。さらに、税収格差是正分の金額については、人口増加を反映して計算上の地方所得税収入額が大幅に増えたため、計算上の地方税収入額が約3割増になった。しかし、1人当たりの計算上の地方税収入額が減少し、計算上の地方税収入額と基準値の差額が小さくなった。そこで、税収格差是正分の金額は両年度ともにマイナスであったけれども、2017年度はマイナスの金額の幅が小さくなったのである。Eurajokiでは加算・控除分の金額にほとんど変化がなかった。このような中、Eurajokiの一般補助金額は、2017年度には2016年度の1.5倍となり、増加額は508万ユーロになったのである。

かすびにかえて

本稿では、主に2015年改定後、今日(2019年度)までのフィンランドの一般補助金について検討してきた。2015年改定以後今日まで大きな改定が行われていないため、基本財政需要額や付加財政需要額の仕組みにほとんど変化はなく、税収格差是正分についても、「30%に自治体ごとに算定された加算割合」の数値に若干の変化がみられたにすぎない。しかし、基本財政需要額の基礎価格について削減が行われている。とくに、基本財政需要額の半分以上を占める年齢構成別人口がターゲットとなっており、なかでも児童福祉費支出の多い「0~5歳」、就学前教育費支出の多い「6歳」、高齢者福祉費支出の多い「65歳~74歳」、「75歳~84歳」、「85歳以上」の基礎価格が大幅に削減されている。フィンランドの経済と国財政が厳しい状況におかれている中で、福祉支出や教育費支出の絞り込みが行われているのである。

財政力を斟酌した算定は、2010年の一般補助金制度の創設以来、財政力の弱い自治体の 財政に大きな貢献をしてきた。さらに、2015年改定では、財政力の弱い自治体への配慮だ けではなく、都市への配慮がなされるようになった。

2015年改定が行われたことによって拠出自治体数が半減した。とくにMaakuntaの中心自治体や比較的人口の多い自治体において、拠出自治体から受取自治体に転換した自治体が多かった。このため税収格差是正分の一般補助金額は、2010年度から2014年度まではゼロだったが、2015年には6億ユーロ台にアップした。ただし、一般補助金の総額自体は増加しなかった。そこで、2015年改定は、基本財政需要分の削減を進める一方で、一般補助金

総額の減少を避けるために、財政需要の削減分を税収格差是正分でカバーしようとしたものであるということができる。そして、このことは都市に有利に働いたのである。フィンランドの国財政が厳しい状況にある中で、また、市町村合併や自治体連合が進んできた中で、都市の役割を重視し、都市の財政需要に一定程度こたえようとしたものであるということができるだろう。

2015年改定以後、大きな行財政改革が行われていないが、近年話題になっている福祉・保健医療改革との関連の中で、今後大きな財政改革が行われる可能性は否定できない⁽¹⁷⁾。現在の一般補助金の仕組みが、今後どのようになるのかが注視されなければならないだろう。

なお、最後に次の点を付記しておきたい。つまり、フィンランドでは地方財政調整制度に関する改革のスピードが早いことと、行政の縦割りに関する柔軟性が注目されるべきであろう。1992年までは使途が厳しい特定補助金(社会福祉・保健医療関係の国庫支出金、教育・文化関係の国庫支出金)の中で地方財政調整が行われ、自治体への一般財源の交付は行われていなかった。1993年に包括補助金制度が創設され、「幅広い特定財源」が自治体に交付されるようになった。そして、2010年に一般補助金制度ができ、自治体は一般補助金をどんな支出にも充当できるようになった。このような地方財政調整に関する大きな改革が比較的短期間に行われていることが興味深いのである。さらに、包括補助金制度の所管は社会保健省と教育文化省だったが、一般補助金制度の所管は財務省に1本化された。行政の縦割りの柔軟性が注目されるのである。

(よこやま じゅんいち 北海学園大学法学部教授)

キーワード:地方財政調整制度/北欧型福祉国家/包括補助金/ 基本財政需要額/一般補助金/自治体間の税収格差是正/ 二元的所得税/2015年改定/地方所得税

⁽¹⁷⁾ SOTE改革(福祉・保健医療改革)については、さしあたり横山前掲書、第7章を参照。